

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき、事業の再開の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年4月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 再開届出業者名等

京都府長岡京市井ノ内上印田3番地23

株式会社岩本設備工業

代表取締役 稲井 敏久

2 再開届出年月日

平成25年4月5日

(上下水道局水道部給水課)